

## 第3章

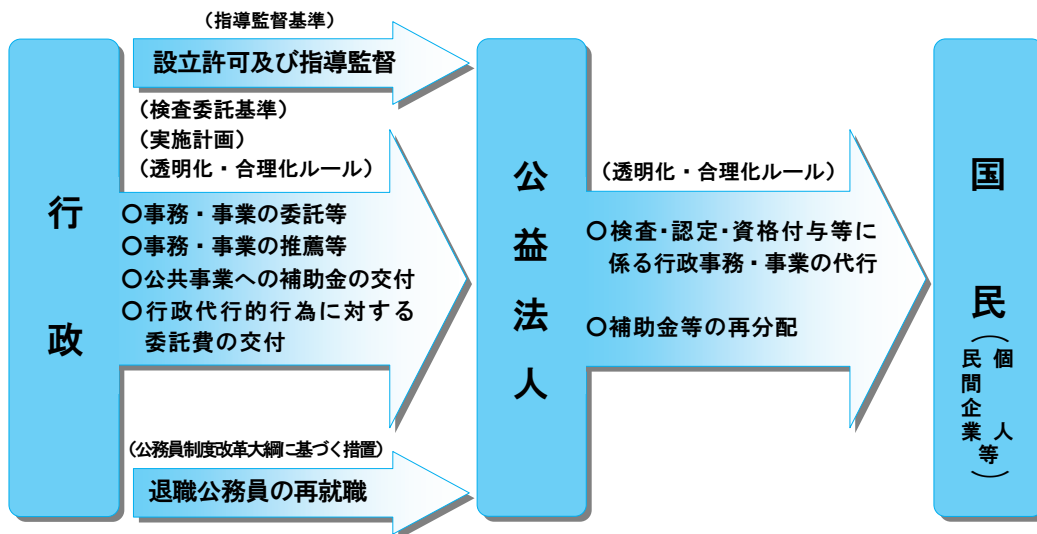
## 公益法人と行政とのかかわり

## 第1節

## 行政委託型法人等の状況

公益法人の中には、特定の法令等に基づく行政からの委託等により、行政に代わって事務・事業を行っている法人や、行政から補助金・委託費等の交付を受けて事業を行っている法人が存在する。このため、このような行政代行的行為を行う公益法人については、行政との関係やその在り方が適正なものとなっているかといった点についても留意することが必要である（図3-1-1）。

図3-1-1 公益法人と行政とのかかわりの状況



公益法人が行う行政代行的行為等については、平成8年9月に閣議決定された「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」（以下「検査委託基準」という。）を踏まえ、平成9年度から、公益法人概況調査と併せて「行政代行的行為等に関する状況調べ」を実施することにより、公益法人と行政との関係を把握しているところである。本節では、本状況調べを基に、行政委託型法人等の数、行政委託型法人等が行う事務・事業の内容、制度が作られた年次など、行政代行的行為等の実態を概観する〔詳細な資料は、資料91～92〕。

### 1. 行政委託型法人等の定義

「行政委託型法人等」とは、特定の法令等により、各官庁から制度的に事務・事業の委託等、推薦等（以下この節において「委託・推薦等」という。）を受けている公益法人の総称である（なお、ここでいう「行政委託型法人等」には、国から補助金・委託費等の交付を受けている公益法人は含まれない。）。

行政委託型法人等が実施する事務・事業は、公益法人に対する行政の関与の形態に応じ、「委託等」と「推薦等」の2つに分けてとらえることができる。また、これらは、その性格に応じ「検査等」と「検査等以外」に分けてとらえることができる。

「委託等」とは、事務・事業の内容等を法令等で定め、特定の法人を何らかの形で指定し、制度的にその事務を行わせているもののことであり、「推薦等」とは、法人が独自に行っている事務・事業を奨励等するために、制度的に官庁が関与（認定、公認等）を行うことである。したがって、両者は性質の異なったものと考えられる。

「検査等」とは、あるものが有する能力、性能、技術等を調査・判定したり、また、その結果について評価・承認したりするような業務を意味し、例えば、検査検定、試験などの業務が該当する。「検査等以外」は、例えば、研究、促進啓発、指導助言などの業務が該当する。

以上を整理すると、行政委託型法人等への行政の関与の形態は、次の①から④までに分類することができる。

- ① 検査等の委託等
- ② 検査等以外の委託等
- ③ 検査等の推薦等
- ④ 検査等以外の推薦等

また、上記の①及び③については、検査等の委託・推薦等を受ける場合に必要な要件を定めた検査委託基準及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定。以下「実施計画」という。）における「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」（以下「透明化・合理化ルール」という。）が適用される（詳細については第3節参照）。

## 2. 行政委託型法人等の数

各府省から委託・推薦等に係る指定を受けている国所管の行政委託型法人等の数は、表3-1-2のとおり412法人であった。このうち、委託等を受けているものが183法人、推薦等を受けているものが273法人であった。さらに、これらを検査等、検査等以外の別に分けると、委託等についてはそれぞれ78法人、117法人、推薦等についてはそれぞれ264法人、11法人であり、行政委託型法人等の約7割は検査等の委託等又は推薦等を受けている法人である。

次に、所管府省別に行政委託型法人等の数を見ると、表3-1-3のとおり、多い順に、厚生労働省が165法人、国土交通省が135法人、経済産業省が57法人であった。また、所管法人数に占める行政委託型法人等の数の割合を見ると、高い順に、厚生労働省14.7%、国土交通省11.7%、環境省10.8%と続いている。

表3-1-2 国所管の行政委託型法人等の数

	委託等	推薦等	合計
検査等	78	264	303
検査等以外	117	11	126
合計	183	273	412

(注) 1 法人数はすべて重複を除いた実数

2 国所管の行政委託型法人等のうち、都道府県の自治事務を行わせる（ことができる）法人を国が指定している場合は除いている（これらについては「行政委託型法人等一覧（都道府県）」（資料92）に掲載している。）。

表 3-1-3 府省別国所管の行政委託型法人等の数

府 省 名	委 託 等			推 薦 等			府省計 (A)	うち所管外 府省のみから 指定を受けている法 人数	所管 法人数 (B)	(A) ÷ (B) × 100
	検査等	検査等 以外	委託等計	検査等	検査等 以外	推薦等計				
内 閣 府	-	-	-	-	-	-	-	-	88	-
警 察 庁	-	-	-	-	-	-	-	-	48	-
金 融 庁	1	3	4	0	0	0	4	1	132	3.0%
総 務 省	3	3	6	9	2	11	14	1	307	4.6%
法 務 省	0	1	1	0	0	0	1	0	138	0.7%
外 務 省	0	1	1	0	0	0	1	1	224	0.4%
財 務 省	1	0	1	1	0	1	2	2	709	0.3%
文部科学省	4	4	7	5	2	6	12	4	1,946	0.6%
厚生労働省	26	14	38	138	1	138	165	3	1,120	14.7%
農林水産省	7	7	14	31	3	34	42	7	440	9.5%
経済産業省	26	6	30	37	3	40	57	12	822	6.9%
国土交通省	22	80	95	57	0	57	135	15	1,153	11.7%
環 境 省	3	4	6	4	1	5	10	1	93	10.8%
防 衛 省	-	-	-	-	-	-	-	-	22	-
合 計	78	117	183	264	11	273	412	43	6,776	6.1%

(注) 1 「合計」の法人数は共管による重複を除いた実数  
 2 「委託等計」、「推薦等計」、「府省計」の各府省ごとの法人数は複数の事務・事業を委託・推薦等されている法人の重複を除いた実数  
 3 国所管の行政委託型法人等のうち、都道府県の自治事務を行わせる（ことができる）法人を国が指定している場合は除いている（これらについては「行政委託型法人等一覧（都道府県）」（資料92）に掲載している。）。

### 3. 行政委託型法人等が行う事務・事業の内容

行政委託型法人等が各府省から委託・推薦等を受けて行う事務・事業の内容を、その性格によって区分すると、表 3-1-4 のようになる（行政委託型法人等が実施すべきものとして各指定条項で定められている事務・事業については、資料91）。

委託等で最も多い事務・事業は①試験で、指定条項数は 44（指定条項数の合計 150〔表 3-1-6 参照〕の 29.3%）となっており、以下、⑤検査検定が 24（同 16.0%）、⑦調査研究が 21（同 14.0%）と続いている。

推薦等では、③講習研修が指定条項数 66（指定条項数の合計 127〔表 3-1-6 参照〕の 52.0%）となっており、以下、②審査証明が 27（同 21.3%）、①試験が 13（同 10.2%）と続いている。

### 4. 制度が作られた年次

行政委託型法人等への委託・推薦等に係る指定条項が施行された時期を年次ごとに見ると、図 3-1-5 のとおりとなる。昭和 50 年代後半以降、数が増加しているが、これは第 2 次臨時行政調査会最終答申（昭和 58 年 3 月）において、行政事務の簡素化等を推進する観点から、民間団体への委託や民間指定検査機関等の活用を図るべきとの提言がなされたこと等を踏まえ、行政事務の代行機能を担う民間機関として、公益法人が積極的に活用されるようになったためと考えられる。

また、平成 16 年度の指定条項施行数が多いのは、平成 14 年 3 月の実施計画（第 3 節参照）に基づいて、登録機関による実施等に移行するための関係法令の改正が平成 15 年度以降に多く行われたためと考えられる。

表3-1-4 行政委託型法人等が実施する事務・事業

1. 委託等

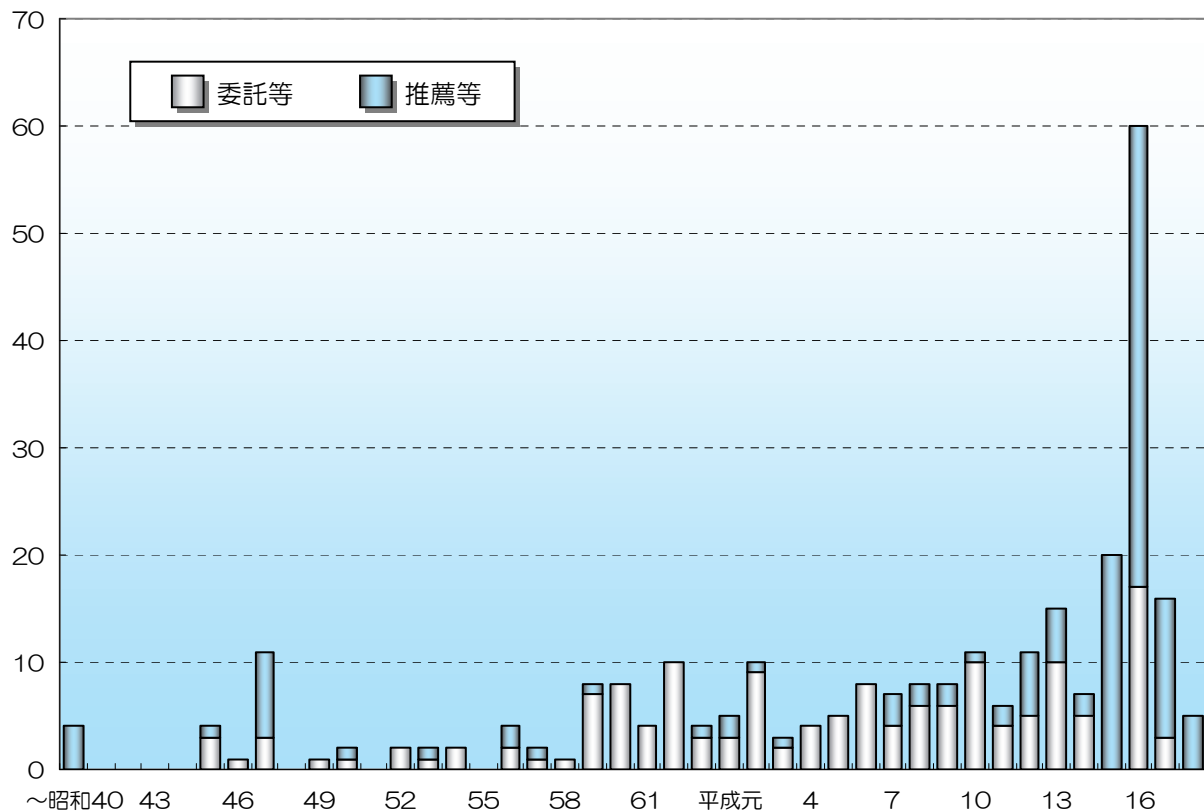
	指定条項数	割合	主  な  事  例
①試験	44	29.3%	試験
②講習研修	18	12.0%	講習(会)、研修、養成、教習
③登録	19	12.7%	登録、記録
④交付表示	9	6.0%	交付、公示、表示、貼付
⑤検査検定	24	16.0%	検査、検定、確認、認定、証明、審査、認証、校正等
⑥助成	18	12.0%	資金援助、貸付、助成金交付、債務保証、債務弁済、共済事業
⑦調査研究	21	14.0%	調査、研究、情報収集・提供
⑧促進啓発	16	10.7%	促進、啓発、広報、援助
⑨指導助言	17	11.3%	指導、助言、相談
⑩その他	36	24.0%	調停、廃棄等

2. 推薦等

	指定条項数	割合	主  な  事  例
①試験	13	10.2%	試験
②審査証明	27	21.3%	審査、証明、検査、承認、認定、査定、許可、評価、点検等
③講習研修	66	52.0%	講習(会)、研修
④登録	6	4.7%	登録
⑤その他	15	11.8%	保管、廃棄等

(注) 1 一つの指定条項により複数の事務・事業を規定しているものがあるため、指定条項数の合計は、必ずしも表3-1-6の指定条項数の合計と一致しない。  
 2 割合は、表3-1-6の「委託費等」及び「推薦等計」のそれぞれ「合計」に対する割合を指す。

図3-1-5 年次別行政委託型法人等指定条項施行数



(注) 平成18年10月1日現在指定されているものを、その施行された年次によって区別しているものであり、かつて指定されていたが、現在指定されていないものは含まない。

## 5. 指定条項数と根拠法令等の種別

今回の調査で挙げられた行政委託型法人等への委託・推薦等に係る指定条項数は表3-1-6のとおり、全部で277であった。このうち、委託等に係るものが150、推薦等に係るものが127であり、これを検査等、検査等以外に区分すると、委託等についてはそれぞれ89、61、推薦等については117、10であった。

また、府省別の委託・推薦等に係る指定条項数は、多い順に、国土交通省が98、厚生労働省が79、経済産業省が35と続いている。

また、指定に係る根拠法令等の種別は、表3-1-7のとおりであり、法律が77.3%、府省令が20.9%などの割合であった。

なお、検査等の委託・推薦等を受ける行政委託型法人等の指定に係る根拠法令等については、検査委託基準及び実施計画における透明化・合理化ルールによって、検査等の委託等については法律で、検査等の推薦等については法令で定めることとされている。

表3-1-6 府省別行政委託型法人等への委託・推薦等に係る指定条項数

府 省 名	委 託 等			推 薦 等			府省計
	検 査 等	検査等以外	委託等計	検 査 等	検査等以外	推薦等計	
内 閣 府	-	-	-	-	-	-	-
警 察 庁	-	-	-	-	-	-	-
金 融 庁	0	3	3	0	0	0	3
総 務 省	5	4	9	13	2	15	24
法 務 省	0	1	1	0	0	0	1
外 務 省	-	-	-	-	-	-	-
財 務 省	-	-	-	-	-	-	-
文部科学省	4	4	8	7	0	7	15
厚生労働省	30	15	45	31	3	34	79
農林水産省	0	8	8	5	2	7	15
経済産業省	16	4	20	13	2	15	35
国土交通省	31	21	52	46	0	46	98
環 境 省	6	6	12	4	1	5	17
防 衛 省	-	-	-	-	-	-	-
合 計	89	61	150	117	10	127	277

(注) 1 指定条項数は、原則として項を単位として数えている。  
 2 合計は、共管による重複を除く実数である。

表3-1-7 委託・推薦等を受ける行政委託型法人等の指定に係る根拠法令等の種別

			指 定 条 項 数					
			うち 法 律	うち 政 令	うち 府 省 令	うち 告 示	うち 通 達	うち そ の 他
全 体		277	214	3	58	0	2	0
			77.3%	1.1%	20.9%	0.0%	0.7%	0.0%
委 託 等	合 計	150	145	1	2	0	2	0
			96.7%	0.7%	1.3%	0.0%	1.3%	0.0%
	検 査 等	89	89	0	0	0	0	0
			100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	検 査 等 以 外	61	56	1	2	0	2	0
			91.8%	1.6%	3.3%	0.0%	3.3%	0.0%
推 薦 等	合 計	127	69	2	56	0	0	0
			54.3%	1.6%	44.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	検 査 等	117	62	2	53	0	0	0
			53.0%	1.7%	45.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	検 査 等 以 外	10	7	0	3	0	0	0
			70.0%	0.0%	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%
内 閣 府		-	-	-	-	-	-	
警 察 庁		-	-	-	-	-	-	
金 融 庁		3	3	0	0	0	0	
総 務 省		24	18	1	5	0	0	
法 務 省		1	1	0	0	0	0	
外 務 省		-	-	-	-	-	-	
財 務 省		-	-	-	-	-	-	
文 部 科 学 省		15	15	0	0	0	0	
厚 生 労 働 省		79	57	0	22	0	0	
農 林 水 産 省		15	14	1	0	0	0	
経 済 産 業 省		35	32	1	2	0	0	
国 土 交 通 省		98	70	0	26	0	2	
環 境 省		17	13	1	3	0	0	
防 衛 省		-	-	-	-	-	-	

(注) 1 指定条項数は、原則として項を単位として数えている。

2 「全体」、「委託等」及び「推薦等」の欄の指定条項数は、共管による重複を除いた実数である。

## 6. 都道府県から委託・推薦等を受けている行政委託型法人等

行政委託型法人等の中には、国だけでなく、都道府県から事務・事業の委託・推薦等を受けているものも存在する。このような都道府県から委託・推薦等を受けている行政委託型法人等が実施する事務・事業には、法律等に基づくものと条例等に基づくものがある。前者については、さらに、各都道府県が共通して同一の国所管公益法人に委託・推薦等を行う場合と各都道府県が自ら所管する法人等に委託・推薦等を行う場合とがある。

都道府県から委託・推薦等を受けている行政委託型法人等のうち、各都道府県が自ら所管する公益法人の数については、表3-1-8のとおりであり、北海道の53法人が最多となっている。

都道府県から委託・推薦等を受けて行う事務・事業の内容は、施設・設備等の管理運営が最も多くなっており、各府省から委託・推薦等を受けている場合とは異なった傾向が見られる（行政委託型法人等が実施すべきものとして各指定条項によって規定している事務・事業については、資料92）。

表 3-1-8 都道府県が指定する都道府県所管行政委託型法人等の数

都道府県名	法人数	都道府県名	法人数	都道府県名	法人数
北海道	53	石川県	36	岡山県	38
青森県	29	福井県	27	広島県	23
岩手県	23	山梨県	27	山口県	29
宮城県	36	長野県	21	徳島県	24
秋田県	26	岐阜県	28	香川県	28
山形県	26	静岡県	27	愛媛県	18
福島県	28	愛知県	28	高知県	21
茨城県	32	三重県	24	福岡県	43
栃木県	28	滋賀県	25	佐賀県	25
群馬県	29	京都府	28	長崎県	27
埼玉県	21	大阪府	38	熊本県	31
千葉県	23	兵庫県	36	大分県	22
東京都	28	奈良県	16	宮崎県	30
神奈川県	38	和歌山県	22	鹿児島県	26
新潟県	30	鳥取県	26	沖縄県	23
富山県	27	島根県	25	合計	1,319

## 第2節 公益法人に対する補助金・委託費等

### 1. 国所管の公益法人に対する補助金・委託費等

補助金・委託費等は、予算においてすべての交付先・交付額が決まっているものではない。執行段階における交付先等の決定の結果、公益法人に交付されるもの等が相当存在することから、予算においてはその全体像を把握することは困難である。そのため、平成17年度決算ベースで国所管の公益法人に対する各府省からの補助金・委託費等の状況を調査したところ、表3-2-1のとおり結果であった（各府省別の補助金・委託費等の状況については、資料93及び94）。

各府省から補助金等（補助金、負担金、交付金、補給金等をいう。この節において「補助金等」という。）の交付を受けている公益法人は480法人あり、国所管の公益法人の7.1%であった。また、これらの法人に対する補助金等の交付総額は2,567億円となっている。これは、平成16年度と比較すると531億円（17.1%）の減であった。

公益法人に対する補助金等の交付状況について、法人の所管府省別に見ると、補助金等の交付を受けている所管法人数が最も多い府省は厚生労働省の116法人であり、以下、文部科学省（115法人）、農林水産省（98法人）と続いている。一方、所管法人が交付を受けている補助金等の額の合計が最も多い府省は経済産業省（922億円）であり、以下、厚生労働省（584億円）、農林水産省（377億円）と続いている〔資料93〕。

また、交付額別法人数を見ると、10億円以上の補助金等の交付を受けている公益法人が53法人ある（法人名及び交付額については、資料95）。一方、交付額が1,000万円未満の法人が114法人あ

る。

各府省から委託費の交付を受けている公益法人は、625 法人あり、国所管の公益法人の 9.2%であった。また、これらの法人に対する交付額は、1,210 億円となっている。これは、平成 16 年度と比較すると 137 億円（10.1%）減少している。

公益法人に対する委託費の交付状況を法人の所管府省別に見ると、委託費の交付を受けている所管法人数が最も多い府省は厚生労働省（194 法人）であり、以下、経済産業省（171 法人）、文部科学省（92 法人）と続いている〔資料94〕。一方、所管法人が交付を受けている委託費の額の合計が最も多い府省は経済産業省（566 億円）であり、以下、厚生労働省（291 億円）、文部科学省（193 億円）と続いている。

また、委託額別法人数を見ると、委託額が 10 億円以上の公益法人が 25 法人あった（法人名及び交付額については、資料96）。一方、交付額が 1,000 万円未満の法人が 204 法人あった。

表 3-2-1 各府省から国所管公益法人に対する補助金・委託費等の状況

（平成17年度決算ベース：百万円）

	交付額 (百万円)	交付法人数	金額別法人数			
			1,000万円未満	1,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上
補助金等 (割合%)	256,676	480	114 (23.8)	194 (40.4)	119 (24.8)	53 (11.0)
委託費 (割合%)	121,001	625	204 (32.6)	262 (41.9)	134 (21.4)	25 (4.0)
合計 (割合%)	377,677	930	264 (28.4)	357 (38.4)	235 (25.3)	74 (8.0)

（注）1 交付額及び交付法人数は共管による重複を除いた実数である。

2 本資料における補助金等とは、平成17年度決算書コード番号における目番号が、原則として「16」の補助金、負担金、交付金、補給金等である。また、委託費とは、同じく目番号が「14」のものである。

3 交付額は百万円未満を四捨五入しているため、補助金等と委託費の和は合計と一致しない。

## 2. 都道府県所管の公益法人に対する補助金・委託費等

全公益法人のうち約 7 割を都道府県所管の公益法人が占めているが、これらの中には、所管する都道府県から補助金・委託費等が交付されているものがある。全都道府県分を合計すると、補助金等の交付額は 3,206 億円、交付法人数は 3,960 法人であった。また、委託費の交付額は 4,063 億円、交付法人数は 2,685 法人であった（表 3-2-2。都道府県別の状況については、資料97）。なお、本資料は、公益法人を所管している都道府県からの補助金・委託費等を調査したものであり、市町村等からのものは含まれていない。）。

表 3-2-2 各都道府県から所管公益法人に対する補助金・委託費等の状況

（平成17年度決算ベース：百万円）

	補助金等		委託費	
	交付額	交付法人数	交付額	交付法人数
知事部局所管	258,726	3,381	359,966	2,505
教育委員会所管	77,977	614	67,485	213
合計	320,583	3,960	406,290	2,685

（注）1 合計は共管による重複を除いた実数である。

2 補助金等、委託費とは、それぞれ、地方自治法施行規則第15条第2項別記中、節の項「19 負担金、補助及び交付金」、「13 委託料」を指す。



## 第3節 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の推進状況

### 3章

#### 1. 実施計画の策定に至る経緯

平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」においては、公益法人に対する行政の関与について、官民の役割分担、規制改革及び財政負担の縮減・合理化の観点から、

- ① 国から公益法人が委託等、推薦等（以下この節において「委託・推薦等」という。）を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業
- ② 国から公益法人に対して交付されている補助金・委託費等

について厳しい見直しを行い、平成13年度末を目途に実施計画を策定した上で、平成17年度末までのできる限り早い時期に実行すること等とされた〔資料16〕。

これを受け、内閣官房に設置された行政改革推進事務局を中心に関係府省で検討が進められ、平成14年3月28日に実施計画が行政改革推進本部において報告、決定され、翌29日に閣議決定された〔資料20〕。

#### 2. 実施計画のフォローアップ

実施計画は、国から公益法人が委託・推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業及び国からの公益法人への補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）について、「集中改革期間」と位置付けられる平成17年度末までに取り組むべき内容を示しているほか、透明化・合理化ルールを定めている。総務省は、関係府省の協力を得て、実施計画の実施状況の概要について毎年度の「公益法人に関する年次報告」等において公表するなど、実施計画のフォローアップに当たることとされている。

これを受け、毎年、総務省においてフォローアップ調査を行い、結果を「公益法人に関する年次報告」に掲載してきたが、前回調査において、原則17年度末までに措置を講ずべきとされた措置は、未措置の1制度を除きすべて措置済みとなったことから、実施計画全体のフォローアップは終了することとし、今回は透明化・合理化ルールのフォローアップ調査のほかは、未措置の1制度についてのみ調査を行った。

実施計画に定められた措置のうち、推薦等に係る事務・事業について、未措置の1制度（対象法人は1法人）があるが、これは、平成17年度をもって講習の対象となる未受講者がいなくなったため、平成18年度には実質的に講習は行われていないものである。やむを得ない事情による該当者がいる可能性があるため、制度上残っているところであるが、実質的に実施計画に定められた措置はすべて実施されていると考えられる。

なお、実施計画においては、「第三者分配型（国から交付された補助金等のうち、交付先の公益法人において当該補助金等の5割以上を他の法人等の第三者に交付するもの）」及び「補助金依存型（国から交付された補助金等が年間収入の3分の2以上を占めるもの）」について、原則としてその解消を図るとしつつ、その状態がやむを得ないとされたもの（以下「例外事項」という。）については、その理由を公表することとされている〔資料20及び98〕。

### 3. 透明化・合理化ルール

#### （透明化・合理化ルール）

実施計画に基づく見直しにより、公益法人に対する行政の関与は大きく見直されることとなったが、国の委託・推薦等を受けて事務・事業を行う公益法人、国からの補助金等の交付を受ける公益法人など国と関係のある公益法人は引き続き一定数存在する。このため、実施計画においては、これらの公益法人について、透明化・合理化ルールを適用することとし、行政及び公益法人の双方におけるより一層の透明性、効率性、厳格性の確保を図ることとされた。透明化・合理化ルールは、検査等の委託・推薦等に関する事項及び補助金等の交付等に関する事項の2つに分けられるが、その概要と推進状況は以下のとおりである。

なお、検査委託基準は、基本的に透明化・合理化ルールにおける検査等の委託・推薦等に関する事項と同様の内容となっていることから、検査等委託基準の措置状況についても、以下の透明化・合理化ルールの推進状況の中で明らかになっている。

#### （検査等の委託・推薦等に関する事項）

透明化・合理化ルールにおける検査等の委託・推薦等に係る事項は、①当該検査等に係る事務・事業を所管する府省が講ずべき措置及び②当該検査等に係る事務・事業を実施する法人が講ずべき措置とに分けられる。

##### ① 府省が講ずべき措置

府省が講ずべき措置の概要は以下のとおりである。

- ・委託等に係る事務・事業の内容を法律で、推薦等に係る事務・事業の内容を法令で明確に定める。
- ・法人の指定・登録基準を法令又は告示で明確に定めるとともに、指定・登録基準、指定・登録された法人に係る事項をインターネットで公開する。
- ・委託等に係る事務・事業の検査料等は、委託等を行う府省が決定し、その積算根拠と併せてインターネットで公開する。
- ・事務・事業について定期的な見直し・検討を行う。

このほか、検査委託基準においては、委託・推薦等を受ける公益法人は、法令によって指定されていることが求められている。

事務・事業を所管する府省が講ずべき措置の状況を委託等、推薦等の別にみると、法人が委託等を受けている事務・事業については、89件すべてにおいて必要な措置が講じられている（表3-3-1）。さらに、当該事務・事業について、平成18年度に政策評価を実施したものは4件であった。

法人が推薦等を受けている事務・事業については117件すべてにおいて必要な措置が講じられている（表3-3-1）。さらに、当該事務・事業について、平成18年度に政策評価を実施したものは18件であった。

委託・推薦等の事務・事業における定期的な見直し・検討の状況を見ると、すべての事務・事業において、実施計画の趣旨に則り、関連法令の整備等による見直しやその検討など所要の措置が講じられている。

##### ② 法人が講ずべき措置

法人が講ずべき措置の概要は以下のとおりである。

- ・中立公正な運営の確保（委託等を行う府省の出身者と委託等された事務・事業に関わる業界の関係者の合計が、法人の役員現在数の2分の1を上回らないこと。推薦等された事務・事業を行う法人が必要な措置をとり、その措置が明らかになっていること等）

- ・会計処理の明確化及び透明化（特に、委託等された事務・事業については、検査料等の収支内訳を記載した書類を作成し、インターネットで公開すること）
- ・事務・事業の実施の透明化

このほか、検査委託基準において、推薦等された検査等の料金については、当該公益法人が過大な収益を得るようなものではないことが求められている。

また、法人が講ずべき措置の状況を委託等、推薦等の別にみると、法人が委託等を受けている事務・事業 89 件のうち、法人において必要な措置がすべて講じられているものは 69 件（77.5%）である。一方、一部の措置のみが講じられているものは 20 件（22.5%）であった。また、法人が推薦等を受けている事務・事業 117 件のうち、法人において必要な措置がすべて講じられているものは 117 件であり、すべて措置済となっている（表 3-3-1）。

表 3-3-1 透明化・合理化ルールを進捗状況（委託・推薦等）

	事務・事業数	府省が講ずべき措置			法人が講ずべき措置		
		すべて措置済	一部措置済	未措置	すべて措置済	一部措置済	未措置
委託等 (割合(%))	89	89 (100)	0 (0)	0 (0)	69 (77.5)	20 (22.5)	0 (0)
推薦等 (割合(%))	117	117 (100)	0 (0)	0 (0)	117 (100)	0 (0)	0 (0)
合計 (割合(%))	206	206 (100)	0 (0)	0 (0)	186 (90.3)	20 (9.7)	0 (0)

（補助金等の交付等に関する事項）

透明化・合理化ルールの補助金等の交付等に関する事項は、①実施計画の対象事項に対する措置、②公益法人向け補助金等全般に対する措置、③新規発生防止のための措置の 3 つに分けられる。

① 実施計画の対象事項に対する措置

実施計画の対象事項に対する措置の概要は以下のとおりである。

- ・法人の所管府省は、実施計画の対象とされた事項について、補助金等の見直し等の実施状況をホームページに掲載する。
- ・「例外事項」について、定期的な検証を行う。
- ・「第三者分配型」で例外事項とされた助成・給付事業に係る補助金等について、各府省は、交付先の公益法人が助成・給付事業の内容、助成基準等をインターネットで公表するよう指導する。

実施計画の対象事項に対する措置状況をみると、実施計画で例外事項とされた 48 件のうち、47 件（98.0%）について、上記のすべての措置が講じられている。また、「第三者分配型」で例外事項とされた助成・給付事業に係る補助金等の交付を受けている法人は、平成 17 年度決算において新たに対象となった法人を加えて 28 法人あり、このうち必要な措置がすべて講じられている法人は 26 法人（92.9%）である〔資料98〕。

② 公益法人向け補助金等全般に対する措置

国から補助金等の交付を受けている公益法人については、公益法人向け補助金等全般に対する措置として、以下の事項を講ずることとされている。

- ・法人を所管する府省は、補助金等に係る事業概要、主な用途、交付先選定理由、法人が作成した補助金等支出明細書等をホームページに掲載する。
- ・補助金等の交付を受ける法人は、補助金等支出明細書等を作成し、計算書類等と併せて当該

法人の事務所に備え付けるとともに、インターネットにより公表する。

公益法人向け補助金等全般に対する措置状況をみると、各府省が措置すべきホームページへの掲載については、補助金等の交付を受けている930法人のうち、すべての事項について必要な措置が講じられている法人は783法人(84.2%)である。一方、一部の措置のみが講じられている法人は147法人(15.8%)であった。また、法人が措置すべき補助金等支出明細書等の作成、公開等については、930法人のうち、すべての事項について必要な措置が講じられている法人は676法人(72.7%)である。一方、一部の措置のみが講じられている法人は236法人(25.4%)であった(表3-3-2)。

### ③ 新規発生防止のための措置

各府省は、予算及びその執行段階において、「第三者分配型」又は「補助金依存型」の補助金等が新規に発生することを防止するための措置を講ずることとされている。また、新規に「第三者分配型」又は「補助金依存型」となったものがある場合には、その理由等を所管府省のホームページに掲載することとされている。

さらに、新規発生防止のための措置状況についてみると、平成17年度決算ベースにおいて、新規に「第三者分配型」又は「補助金依存型」となった11件に、16年度決算以前において対象となった24件を加えた35件のうち、27件(77.1%)については、法人を所管する府省において、その理由等をホームページに掲載する等の措置を講じている〔資料98〕。

表3-3-2 透明化・合理化ルールの進捗状況(補助金等)

	対象法人数	府省がホームページに掲載すべき事項			法人が措置すべき事項		
		すべて措置済	一部措置済	未措置	すべて措置済	一部措置済	未措置
法人数 (割合%)	930	783 (84.2)	147 (15.8)	0 (0)	676 (72.7)	236 (25.4)	18 (1.9)

(注) 法人数は共管による重複を除いた実数値である。

## 第4節

### 「公務員制度改革大綱」に基づく公益法人の役員に関する措置等の推進状況

#### 1. 経緯

平成13年12月25日に閣議決定された「公務員制度改革大綱」において、適正な再就職ルールの確立を図るため、営利企業や特殊法人等への再就職とともに、公益法人への再就職についても、民間法人としての性格を踏まえつつ、以下の方針に従い見直しを行うこととされた〔資料21〕。

- ① 役員報酬に対する国の助成を廃止する。
- ② 退職公務員の役員就任状況について適切な情報開示に努める。
- ③ 補助金等を受ける等の公益法人については、役員の報酬規程・退職金規程を定め、公開する。
- ④ 国と特に密接な関係を持つ公益法人に対し、役員の報酬・退職金につき、現在の指導監督基準に加え、新たに公務員の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導するとともに、公的部門における高齢役員に関する対応状況を踏まえ、役員の退職年齢について適切な内部規程を整備するよう要請する。

上記の方針のうち①については、実施計画に具体的な措置内容が盛り込まれ、②から④までについては、平成14年3月29日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において、上記閣議決定に基づき各府省が所管公益法人に対し指導等すべき具体的事項を定めた「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（以下「申合せ」という。）を申し合わせ、平成14年度から公益法人に対する指導等を行うこととされた〔資料22〕。

## 2. 「公務員制度改革大綱に基づく措置について」の推進状況

平成18年10月1日現在で行った調査によれば、全体としては、大部分の法人において申合せに沿った措置が講じられていた。一方、少数ではあるが、申合せに沿った措置が講じられていない法人も存在した。これらについては、公務員制度改革大綱及び申合せの趣旨を踏まえ、引き続き各府省において適切な指導が行われるよう徹底を図っていくこととしている。調査結果の概要は以下のとおりである（法人数は共管による重複を除いた実数である。）〔資料99〕。

### （退職公務員の役員就任状況に関する情報開示）

申合せ記1では、各府省は、所管公益法人に対し、役員名簿に、各役員の常勤・非常勤の別を付記するとともに、国家公務員出身者である役員についてはその最終官職を付記するよう指導することとされている。

その実施状況を見ると、国所管のすべての法人（6,776法人）のうち、6,768法人（国所管のすべての法人全体の99.9%）において役員名簿に常勤・非常勤の別を付記し、役員に国家公務員出身者のいる法人（2,849法人）のうち、2,840法人（役員に国家公務員出身者のいる法人全体の99.7%）において退職公務員の役員就任状況を開示している。

なお、調査時点では措置が講じられていなかった法人についても、平成19年6月末までにすべて措置されている。

### （役員の報酬・退職金規程の整備・公開）

申合せ記2では、各府省は、国から補助金等を受けている等の公益法人<sup>（注1）</sup>に対し、役員の報酬・退職金に関する規程を定め、一般の閲覧に供するとともに、インターネットにより公開するよう指導することとされている。また、各府省においても、これらを閲覧に供し、ホームページに掲載することとされている。

その実施状況を見ると、国から補助金等を受けている等の公益法人（1,092法人）中、役員報酬規程を定めている法人は1,087法人（対象法人全体の99.5%）、退職金規程を定めている法人は1,081法人（対象法人全体の99.0%）であり、そのうち、具体的支給水準が明らかになっている法人はそれぞれ、1,076法人（対象法人全体の98.5%）、1,073法人（対象法人全体の98.3%）となっている。また、役員報酬規程を定めている1,087法人及び退職金に関する規程を定めている1,081法人については、すべての法人が役員の報酬規程・退職金に関する規程を公開している。

なお、調査時点では具体的支給水準が明らかな役員の報酬規程及び退職金規程が定められていなかった法人についても、平成19年6月末までに、それぞれ8法人、12法人の規程が整備され、他の法人についても次期理事会等において、具体的支給水準が明らかな規程を整備することとしている。

### （役員の報酬・退職金の水準及び在任年齢に関する措置の状況）

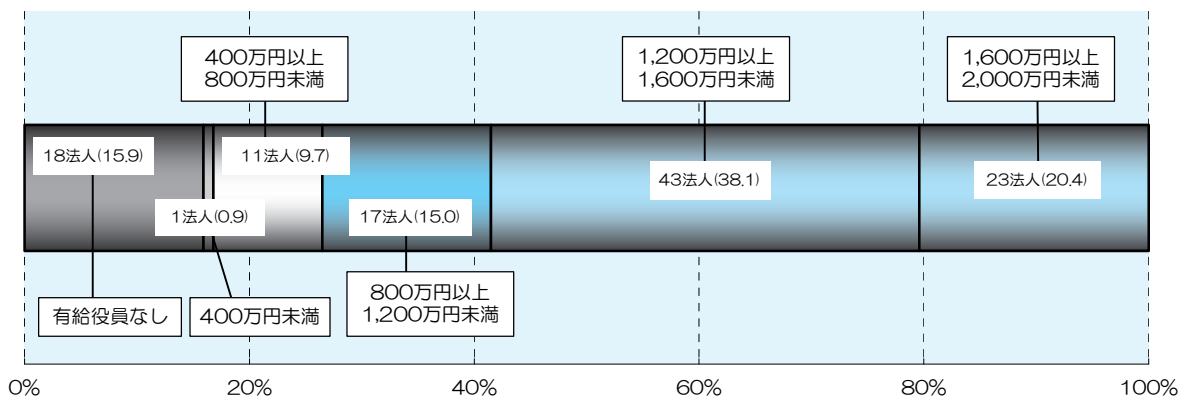
申合せ記3では、各府省は、国と特に密接な関係を持つ公益法人<sup>（注2）</sup>に対し、常勤の役員の報酬・退職金については、民間だけでなく、国家公務員の給与・退職手当の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導することとされている。また、役員の在任年齢について、従来の特設法人役員に加え、独立行政法人についても、「特設法人の役員の給与・退職金等について」（平成14年3月15日閣議決定）

により、原則 65 歳まで（ただし、理事長等は 70 歳まで）とされたことを踏まえ、適切な規程を整備するよう要請することとされている。

まず、役員報酬・退職金の水準を見ると、役員平均年間報酬額については、申合せ記 3 の対象法人（113 法人）のうち、有給役員がいる法人は 95 法人（対象法人全体の 84.1%）であり、平均額が 1,200 万円以上 1,600 万円未満の法人が 43 法人（対象法人全体の 38.1%）と最も多くなっている。なお、平均額が 2,000 万円以上の法人はなかった。

図 3-4-1

有給常勤役員平均年間報酬額規模別割合（括弧内の数値は全体に占める割合（%）を示す。）



役員平均退職金額については、仮に常勤役員が勤続 2 年で退職した場合に支給される退職金の平均額を見ると、対象法人（113 法人）のうち、平均額が 400 万円以上 800 万円未満の法人が 46 法人（対象法人全体の 40.7%）と最も多く、次いで平均額が 400 万円未満の法人が 41 法人（対象法人全体の 36.3%）となっている。次に、仮に常勤役員が勤続 4 年で退職した場合に支給される退職金の平均額を見ると、平均額が 400 万円以上 800 万円未満の法人と 800 万円以上 1200 万円未満の法人が、それぞれ 27 法人（対象法人全体の 23.9%）と最も多く、次いで退職金の支給のない法人が 25 法人（対象法人全体の 22.1%）となっている。

次に、役員在任年齢に関する規程の整備状況を見ると、在任年齢に関する規定を整備している法人は 111 法人あり、対象法人（113 法人）全体の 98.2%において、所管府省の要請を受けて申合せに沿った対応が採られている。各法人が整備している規程上の在任年齢の上限を見ると、常勤の理事長等については 70 歳以下とするものが、常勤の理事については 65 歳以下とするものが最も多かった。

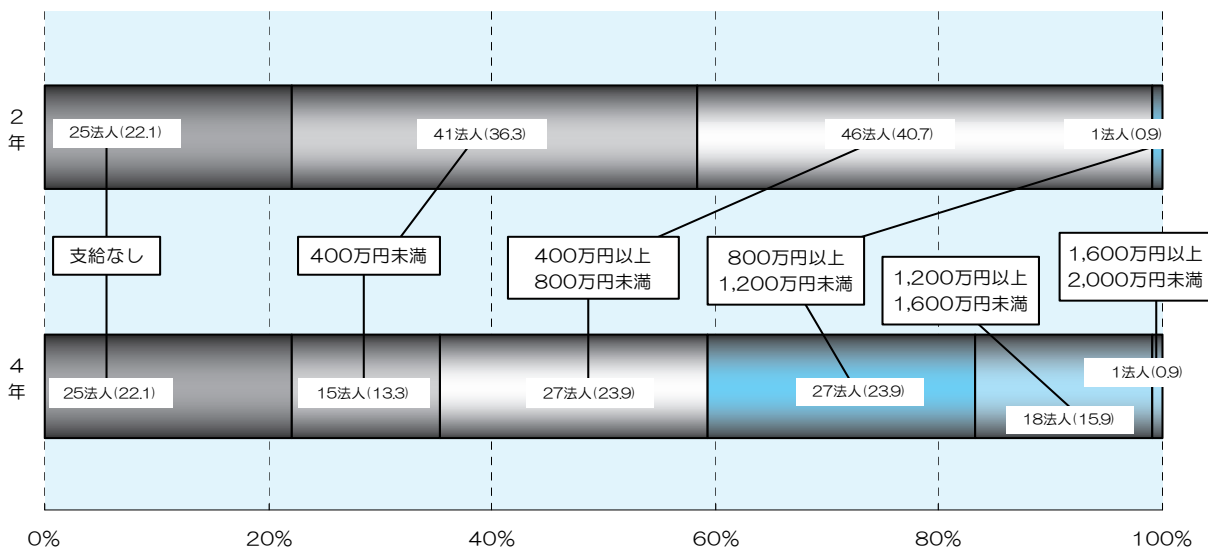
なお、調査時点では規定が整備されていなかった法人についても、平成 19 年 6 月末までにすべて整備されている。

（注 1） 国から補助金等を受けている等の公益法人とは、平成 17 年度決算ベースにおいて国から補助金・委託費等の交付を受けている所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人を指す。

（注 2） 国と特に密接な関係を持つ公益法人とは、平成 17 年度決算ベースにおいて国からの補助金・委託費等の 2 分の 1 以上を第三者に交付する所管公益法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の 3 分の 2 以上を占める所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人を指す。

図3-4-2

仮に常勤役員が勤続2年又は4年で退職した場合に支給される平均退職金額規模別割合  
(括弧内の数値は全体に占める割合(%)を示す。)



### 3. 国と特に密接な関係を持つ公益法人の給与について

平成17年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」において、主務大臣は、国と特に密接な関係を持つ公益法人に対し、申合せの常勤役員の報酬・退職金等に係る措置に準じて、各法人において職員の給与水準を点検し、必要に応じ見直しを要請することとされた。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、「国と特に密接な関係を持つ公益法人に対する給与水準の点検・見直しの要請」について、法人への指導の強化・徹底とそのフォローアップを行うとされたことを踏まえ、対象法人の給与の実態を把握するための調査を実施した。

その結果、職員の平均年間給与額については、対象法人(113法人)のうち、有給職員がいる法人は109法人(対象法人全体の96.5%)であり、平均額が400万円以上600万円未満の法人が46法人(対象法人全体の40.7%)と最も多く、次いで600万円以上800万円未満の法人が45法人(対象法人全体の39.8%)となっている。なお、平均額が1,000万円以上の法人はなかった〔資料100〕。

## 第5節

## 「公益法人の設立許可について」の実施状況

平成7年3月に、いわゆる「官主導」の公益法人の設立を抑制するため、「公益法人の設立許可について」が公益法人等指導監督連絡会議において決定された〔資料2〕。

その主な内容は以下のとおりである。

- ① 基本財産の造成等のため、許認可対象企業等に対し、強制的なものと解されるような寄附のあっせん等は自粛する。

② 国又は特殊法人等から委託される事業を主たる事業とすることを予定している公益法人に対する設立許可は、真にやむを得ない場合を除き厳に抑制する。

③ 公務員経験者を常勤役員として受け入れるよう要請することは厳に抑制する。

平成17年10月2日から、18年10月1日までの1年間に国が設立を許可した公益法人は24法人であったが、上記決定の実施状況に関する調査を実施したところ、表3-5-1のとおりであった。

まず、基本財産の造成等に関しては、許認可対象企業等から基本財産の出えんがある公益法人はなかった。また、許認可対象企業等が社員又は賛助会員等となっている公益法人はなかった。

次に、国又は特殊法人等から委託される事業を主たる事業とする公益法人（国又は特殊法人等から委託される事業の割合が全事業の50%（国又は特殊法人等から委託される事業による支出／事業費）を超えている公益法人）は1法人となっている。

また、公務員経験者が常勤役員へ就任している公益法人は1法人であり、就任者は1名となっている。

表3-5-1 「公益法人の設立許可について」の実施状況について

府 省 名	設 立 許 可 法 人 数	基本財産の造成等に当たり、許認可 対象業界団体等の出えん等がある法 人数			左のいずれ かの事項に 該当する法 人数	国等から事 業の委託を 受けている 法人数	うち事業の 50%以上 が国等から 委託	公務員経験者の常勤役 員への就任状況	
		基本財産	社 員	賛助会員				法 人 数	役員就任者 数（人）
内 閣 府	0								
警 察 庁	0								
金 融 庁	0								
総 務 省	1	-	0	-	0	0	0	0	0
法 務 省	1	-	0	-	0	0	0	0	0
外 務 省	0								
財 務 省	2	-	0	-	0	0	0	0	0
文部科学省	15	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	4	0	0	0	0	1	1	1	1
農林水産省	0								
経済産業省	0								
国土交通省	1	-	0	0	0	0	0	0	0
環 境 省	0								
防 衛 省	0								
合 計	24	0	0	0	0	1	1	1	1

(注) 1 「基本財産」又は「賛助会員」の欄が「-」となっているのは、それぞれ、新設の財団又は賛助会員制度を持つ新設の法人がないことを示す。

2 「合計」欄は、共管による重複を除いた実数である。